

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目1番1号

株式会社 **東芝**

取締役

代表執行役社長 **綱川 智**

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら別記の株主総会参考書類をご検討いただき、2017年3月29日(水)午後5時15分までに到達するよう、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか、インターネット上の議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスいただき賛否をご投票くださるようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2017年3月30日(木) 午前10時 (受付開始：午前8時30分)

2. 場 所 千葉市美浜区中瀬二丁目1番 幕張メッセ 幕張イベントホール

開催場所を昨年6月の定時株主総会会場から変更しておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようご注意願います。

3. 目的事項 決議事項 議案 吸収分割契約承認の件

株主総会へご出席の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付にご提出願います。

株主総会へご欠席の場合



株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2017年3月29日（水）午後5時15分までに到達**するようにご返送願います。



別記の「インターネットによる議決権行使に当たってのお願い」(▶22ページ及び23ページ)をご参照の上、賛否をご投票願います。

ご注意事項

- 書面とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、後に到達した議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- 議決権の代理行使をされる場合は、代理人は議決権を行使することができる株主の方1名に限ります。この場合、代理権を証明する書面を当社にご提出願います。
- 書面により議決権を行使される場合に、議案に対する賛否のご表示がされていないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- 株主総会参考書類の記載事項について修正が生じた場合は、インターネット上の□**当社ウェブサイト**にその内容を掲載させていただきます。
- 本招集ご通知は、□**当社ウェブサイト**にて開示いたしております。
- 本招集ご通知の英訳は、□**当社ウェブサイト（英文）**に掲載しております。

□ **当社ウェブサイト**

<http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/stock/meeting.htm>

□ **当社ウェブサイト（英文）**

<http://www.toshiba.co.jp/about/ir/en/stock/meeting.htm>

以上

株主総会参考書類

1. 議決権を行使することができる株主の議決権の数 4,216,328 個

2. 議案及び参考事項

議 案 吸収分割契約承認の件

① 吸収分割を行う理由

当社の社内カンパニーであるストレージ&デバイスソリューション社が行っているメモリ及び関連製品（SSDを含み、イメージセンサを除きます。）の開発、製造、販売事業及びその関連事業（以下「承継対象事業」といいます。）におきましては、大容量、高性能な三次元フラッシュメモリ（BiCS FLASH™）の開発・立上げを加速し、安定的にストレージ需要の拡大に対応していくために大規模な設備投資を適時に行うことが重要な課題となっています。しかし、当社グループは、2017年2月14日付「2016年度第3四半期および2016年度業績の見通し並びに原子力事業における損失発生の概要と対応策について」にて公表のとおり、2016年度第3四半期において原子力事業ののれんの減損として7,125億円の損失を計上する見通しであり、財務内容の大幅な悪化が見込まれます。加えて、承継対象事業を分社化し、承継対象事業における機動的かつ迅速な経営判断体制の整備及び資金調達手段の拡充を通じて、承継対象事業の更なる成長を図ることが必要と判断するに至りました。

また、当社グループの財務体質強化が急務であり、現在様々な資本対策を検討しているとともに、今後の承継対象事業の更なる成長に必要な経営資源を確保し、併せて当社グループの財務体質を強化するため、承継対象事業についてマジョリティ譲渡を含む外部資本の導入を検討しており、これを円滑に進めるためにも承継対象事業の分社化を早期に実施することが必要です。

上記のため、当社は、2017年4月1日を効力発生日として、承継対象事業を吸収分割（以下「本件分割」といいます。）により、当社の完全子会社である東芝メモリ株式会社（以下「承継会社」といいます。）に承継し、承継対象事業を分社化することといたしました。

本議案は、本件分割に係る当社と承継会社間の吸収分割契約についてご承認をお願いするものです。

② 吸収分割契約の内容の概要

本件分割に係る吸収分割契約の内容は、次のとおりです。

吸収分割契約書（写）

株式会社東芝（以下「甲」という。）と東芝メモリ株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の本件事業（第2条に定義する。）を乙が承継する吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、2017年2月24日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割をする会社の商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社たる甲及び吸収分割承継会社たる乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収分割会社

商号：株式会社東芝

住所：東京都港区芝浦一丁目1番1号

(2) 吸収分割承継会社

商号：東芝メモリ株式会社

住所：東京都港区芝浦一丁目1番1号

第2条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところにより、吸収分割の方法により、甲が効力発生日（第7条に定義する。以下同じ。）において営む以下に規定する事業（以下「本件事業」という。）等に関して有する次条記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

甲のストレージ&デバイスソリューション社が行っているメモリ及び関連製品（SSDを含み、イメージセンサを除く。）の開発・製造・販売事業及びその関連事業

第3条（承継する権利義務）

1. 乙が甲から承継する権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、本契約締結後、効力発生日までに甲に新たに帰属するに至った本件事業に関する権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」の記載に従い、承継対象権利義務に含めるものとする。
2. 甲から乙への債務の承継は、全て免責的債務引受の方法によるものとする。ただし、効力発生日までに既に提起されている訴訟に関する債務については重畳的債務引受の方法によるものとする。なお、本契約において承継対象権利義務に含まれるものとされている債務が、本項ただし書き又は会社法その他の法令（日本法以外の法令を含む。）の規定に基づき甲の債務とされた場合、当該債務については、甲及び乙の間においては乙の最終的な負担とする。
3. 承継対象権利義務の承継に伴う登記、登録、通知その他の手続に要する一切の費用は、乙の負担とする。

第4条（本吸収分割に際して交付する株式等の数）

乙は、本吸収分割に際して、普通株式2,000株を発行し、そのすべてを承継対象権利義務に代わり甲に交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金の額）

本吸収分割により増加すべき乙の資本金、資本準備金及びその他資本剰余金等の額は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|----------------------------|
| (1) 資本金 | 99億9,000万円 |
| (2) 資本準備金 | 0円 |
| (3) その他資本剰余金 | 会社計算規則第37条及び第38条に基づき乙が定める。 |
| (4) 利益準備金 | 0円 |
| (5) その他利益剰余金 | 会社計算規則第37条及び第38条に基づき乙が定める。 |

第6条（分割承認決議等）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会において、本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項に関する決議を得るものとする。

第7条（本吸収分割が効力を生ずる日）

本吸収分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2017年4月1日とする。ただし、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、この期日を変更することができる。

第8条（会社財産の管理等）

甲は、本契約締結日から効力発生日の前日（同日を含む。）までの間において、善良なる管理者としての注意をもって本件事業に係る業務を執行し、かつ一切の財産の管理及び事業の運営を行うものとする。また、甲は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本件事業に係る財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め乙と協議し合意の上、これを行うものとする。

第9条（競業避止義務）

甲は、本件事業に関し、乙に対し、競業避止義務を負わないものとする。

第10条（分割条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日の前日（同日を含む。）までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じたときその他本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙は協議し合意の上、本契約に規定する条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、前条に基づき本契約が解除された場合、又は効力発生日の前日までに第6条に定める甲及び乙の株主総会の承認のいずれかが得られなかった場合、若しくは本吸収分割の実施に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合にはその効力を失う。

第12条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関連する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙は協議し合意の上、これを決定する。

本契約締結の証として、本書を2通作成し、甲及び乙は各々記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2017年2月24日

甲：東京都港区芝浦一丁目1番1号
株式会社東芝
代表執行役社長 綱川 智 ⑩

乙：東京都港区芝浦一丁目1番1号
東芝メモリ株式会社
取締役社長 久富 則幸 ⑩

別紙「承継権利義務明細表」

1. 資産

本吸収分割により、乙が甲から承継する資産は、効力発生日において本件事業に属する以下の資産（ただし、知的財産権の承継については本別紙第3項において別途定めるとおりとする。）のうち、法令上承継可能なものとする。ただし、法令による関係官庁（日本以外の国、地域を含む。）の許認可、契約による第三者の同意又は承認等が必要な場合であって、許認可、同意又は承認等が得られない場合には承継対象から除外するものとし、この場合の対応については甲乙別途協議の上決定する。

- (1) 現金及び預金
- (2) 棚卸資産
- (3) 前払金
- (4) 有形固定資産
- (5) 無形固定資産
- (6) 有価証券
- (7) 出資金
- (8) 貸付金
- (9) 長期差入保証金 敷金
- (10) 技術援助契約頭金
- (11) その他長期資産
- (12) 効力発生日において甲が保有するToshiba Electronics (CHINA) Co., Ltd. (TELS) の出資持分

2. 債務

本吸収分割により、乙が甲から承継する債務は、効力発生日において本件事業に属する債務（ただし、契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務の承継については本別紙第4項及び第5項において別途定めるとおりとする。）のうち、法令上承継可能なものとする。

ただし、以下の負債に係る債務を除く。

- (1) 買掛金
- (2) 未払金（ただし、四日市工場の設備投資に関するものは承継する。）
- (3) 未払法人税等
- (4) 販売消費税
- (5) 短期借入金
- (6) 保証債務

3. 知的財産権

本吸収分割による特許権、実用新案権、意匠権、商標権（これらの登録を受ける権利を含む。）、著作権及びノウハウ（以下「知的財産権」と総称する。）の取扱いは、以下のとおりとする。

(1) 甲が保有する知的財産権

効力発生日において本件事業に属する知的財産権は、乙が甲から承継する。

- (2) (1)において乙が承継するとした知的財産権のうち、本件事業以外の甲の事業に必要な権利については、別途甲乙間で締結する契約において乙が甲に対してその使用を許諾する。
- (3) (1)において乙が承継するとした知的財産権以外の知的財産権のうち、本件事業に必要な権利については、別途甲乙間で締結する契約において甲が乙に対してその使用を許諾する。
- (4) (1)において乙が承継するとした知的財産権に関する発明者、考案者及び創作者に対する発明等の報奨債務については、乙が甲から承継する。

4. 契約（雇用契約を除く）

本吸収分割により、効力発生日において本件事業に属する、売買に関する契約、業務委託に関する契約、リース契約、共同開発契約、リベート契約、賃貸借契約、知的財産権に関するライセンス契約その他の一切の契約（ただし、雇用契約、本別紙第1項及び第2項により乙に承継されない資産又は債務に係る契約を除き、本項において以下単に「契約」という。）

に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務を、乙が甲から承継する。

なお、承継対象権利義務に含まれる甲の契約上の地位又は当該契約に基づく権利義務を本吸収分割により乙に承継することが、当該契約に定める義務と抵触し、かつ当該義務の免除について当該契約の相手方の同意が得られない場合、又は、甲の契約上の地位等を乙に承継させるために当該契約において必要とされる手続を甲が効力発生日の前日時点において履行できる見込みがない場合、その他当該契約上の地位等を乙に承継させることにより甲又は乙に重大な不利益が発生する場合には、甲及び乙は協議し合意の上、当該契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務を、承継対象権利義務から除外することができる。

5. 雇用契約

本吸収分割により、効力発生日において本件事業に主として従事する甲の従業員及び本件事業のために甲が乙に承継する必要があると判断した甲の従業員との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務（ただし、別途甲との間で承継対象から除外する旨の合意をした従業員との間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務は除く。）、並びに、効力発生日において甲と東芝労働組合が締結している労働協約のうち、甲と東芝労働組合との間で乙に承継することを別途合意した労働協約は、乙が甲から承継する。

6. 許認可

本吸収分割により、乙が甲から承継する許認可・補助金は、効力発生日において本件事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出、補助金等のうち法令上承継可能なものとする。

7. その他

承継対象権利義務の詳細については、2016年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として、これに効力発生日までの増減を調整して確定する。

以 上

③ 会社法施行規則第183条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 分割対価の相当性に関する事項

①吸収分割により承継会社が当社に交付する株式の数

本件分割に際し、承継会社は当社に対し普通株式2,000株を新たに発行し、そのすべてを当社に対して割当て交付いたします。

当社に対して交付される株式の数につきましては、承継会社が当社の完全子会社であり、また、本件分割に際して承継会社が発行する株式のすべてが当社に交付されることから、本件分割の前後で純資産の額に変動はなく、これを任意に定めることができるものと認められるため、当社及び承継会社が協議の上で決定しており、相当であると判断しております。

②吸収分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額

承継会社が本件分割に際して増加させる資本金及び準備金の額は、本件分割後における承継会社の事業内容及び当社から承継する権利義務等に照らして、相当であると判断しております。

(2) 計算書類等の内容

承継会社は、2017年2月10日に成立した会社であるため、最終事業年度はありません。承継会社の成立の日における貸借対照表は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	10	流動負債	0
固定資産	0	固定負債	0
		負債合計	0
		純資産の部	
		資本金	10
		資本準備金	0
		純資産合計	10
資産合計	10	負債及び純資産の合計	10

(3) 当社における最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

1. パソコン事業の会社分割

当社は、2016年4月1日付で、当社のパソコン事業を会社分割により連結子会社である東芝クライアントソリューション株式会社に承継しました。

(1) 会社分割の概要

①分割後企業の名称

東芝クライアントソリューション株式会社

2016年4月1日付で、東芝情報機器株式会社から商号を変更しました。

②分割した事業の内容

パソコン、タブレット商品及び法人向けIoTソリューション商品の開発・製造・販売。ただし、DVD及びBD規格必須特許に係るライセンス事業、コピープロテクションに係る事業を除きます。

③会社分割を行った主な理由

当社の社内カンパニーであるパーソナル&クライアントソリューション社と東芝情報機器株式会社を統合することにより、国内における設計や商品開発・グローバル生産管理・販売サービス等のリソースを集約することで、効率的な軽量経営を図るため会社分割を行いました。

④会社分割日

2016年4月1日

⑤法的形式を含む取引の概要

当社を吸収分割会社とし、東芝情報機器株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2013年9月13日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 2013年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2013年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っています。

2. システムLSI事業の会社分割

当社は、2016年4月1日付で、当社の大分工場におけるシステムLSI事業の一部を会社分割により連結子会社である株式会社ジャパンセミコンダクターに承継しました。

(1) 会社分割の概要

①分割後企業の名称

株式会社ジャパンセミコンダクター

2016年4月1日付で、岩手東芝エレクトロニクス株式会社から商号を変更しました。

②分割した事業の内容

当社の大分工場における、200mm及び150mmウェハー製造ラインを主としたアナログIC等のシステムLSIの製造、製造受託、その他サービス事業

③会社分割を行った主な理由

当社の大分工場における200mm及び150mmウェハー製造ラインを用いたシステムLSI事業と岩手東芝エレクトロニクス株式会社における同事業を統合することにより、システムLSI事業において市場の成長が見込まれる、車載用を含むアナログIC、モータ制御ドライバ等、当社グループの技術的優位性が高い注力分野へ経営資源を集中するほか、200mm及び150mmウェハー製造ラインの効率的な一体運営を図るため会社分割を行いました。

④会社分割日

2016年4月1日

⑤法的形式を含む取引の概要

当社を吸収分割会社とし、岩手東芝エレクトロニクス株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2013年9月13日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2013年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2013年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っています。

3. 東芝ライフスタイル株式会社の株式譲渡完了

2016年6月30日、東芝ライフスタイル株式会社（以下「TLSC」といいます。）は同社が営む映像事業と家庭電器事業のうち映像事業を当社の連結子会社である東芝映像ソリューション株式会社（旧商号は東芝メディア機器株式会社）に会社分割により承継させました。その後、当社はTLSCの株式の80.1%を中国法人美的集団股份有限公司グループに譲渡しました。その結果、TLSC及び同社の子会社である東芝コンシューママーケティング株式会社は、当社の連結子会社から除外されました。

4. 利益準備金及び資本金の額の減少並びにその他資本剰余金の処分

当社は、2016年5月23日開催の取締役会の決議により、利益準備金13,974,891,009円を全額繰越利益剰余金へ振り替えることを決定し、2016年7月31日にその効力が発生しました。また、日本の会社法の規定に基づき、2016年6月22日開催の第177期定時株主総会において、当社の欠損てん補を行うため、当社の貸借対照表の資本金の額の減少（239,901,268,477円）が承認され、2016年7月31日に、当該資本金の額の減少及びその他資本剰余金の処分（462,049,077,773円、資本金の額の減少により増加した額を含みます。）の効力が発生しました。米国においてはこれに該当する法令がないため、連結財務諸表においても、当社の貸借対照表における欠損てん補処理をそのまま反映します。

5. 東芝プラントシステム株式会社の株式売却

当社は、2016年8月24日、当社が保有する当社の連結子会社である東芝プラントシステム株式会社（以下「TPSC」といいます。）の株式を売却しました（売却額15,710百万円※）。本株式売却の概要は以下のとおりです。

※本件実行後も、当社グループはTPSC株式の議決権総数の51.5%を保有しており、当社の連結子会社であることに変更はありません。そのため、連結財務諸表上純資産に変動はありませんが、連結損益への影響はありません。

(1) 株式売却の概要

①売却対象株式

当社が所有するTPSC株式9,668,000株（議決権総数の9.9%）

②売却方法

SMBC日興証券株式会社との間のToSTNeT-1を通じた相対取引によるものとし、当社が売出し、SMBC日興証券株式会社が買取引受けました。

(2) 株式売却の目的

当社はキャッシュフロー重視の経営を推進し財務基盤の整備を進める観点から、保有株式について、その保有意義を見直した上での売却を進めています。

本株式の売却は、かかる施策の一環として実施したものです。

(TPSCの概要)

会 社 名：東芝プラントシステム株式会社

本社所在地：神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目36番5号

事 業 内 容：火力、水力、原子力発電設備、受変電設備、公共設備や一般産業向けの各種設備、ビル施設等のエンジニアリング・調達・施工・試運転・調整・サービス

6. 業務用カメラ事業に係る吸収分割契約

当社は、2016年3月17日付で決定した東芝メディカルシステムズ株式会社（以下「TMSC」といいます。）の株式売却の一環として、当社の医療機器向けを含む業務用カメラ事業を12,703百万円の対価でTMSCに吸収分割により承継させる吸収分割契約を2016年8月24日に締結し、2016年10月1日に効力が発生しました。当該会社分割により、2016年度第3四半期に12,295百万円（税引前）の譲渡益の計上が見込まれています。

7. 会計処理問題に関する損害賠償請求訴訟の提起

2017年2月24日時点において、国内外の機関投資家等から当社に対して、当社の会計処理問題に係る損害賠償請求訴訟が、国内で複数提起されており、その訴額の合計は約319億円です。これらの訴訟については、会計上必要に応じて合理的に見積り可能な金額を引当計上しています。

8. 当社保有の関係会社株式の評価損の計上

東芝ジェイエステダブリュー・パワーシステム社（以下「東芝JSW社」といいます。）は、火力発電所向け設備の製造・販売を行う当社のインド子会社ですが、2015年11月中旬から12月上旬に発生した洪水を原因とする工場の冠水及び操業の停止、並びに事業環境の悪化によって、経営状態が悪化していました。その結果、東芝JSW社は、2016年3月31日の時点において債務超過となりました。これを受け、東芝JSW社は、事業継続のため、2016年4月と8月に総額165億インドルピー（約251億円）の増資（以下「本増資」といいます。）を実施しました。本増資により、東芝JSW社の債務超過は解消され、子会社支援引当金として2016年3月末において計上した約131億円について、2016年度第1四半期に約62億円、同第2四半期に約69億円の戻入れが発生しました。しかし、東芝JSW社の事業環境は依然として改善がなされておらず、上記の増資分の株式についても実質価額が投資簿価を下回り、当面回復が見込めないと判断されたため、東芝JSW社の株式について当社の個別財務諸表において評価損を2016年度第1四半期に約75億円計上し、同第2四半期に約83億円計上しました。

9. 特設注意市場銘柄の指定継続

当社の株式は、当社の過去の有価証券報告書等への虚偽記載の事実に基づいて、東京証券取引所及び名古屋証券取引所（以下「各取引所」といいます。）から、当社が内部管理体制等において深刻な問題を抱えており、当該内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められるとして、2015年9月15日をもって特設注意市場銘柄に指定されました。当社は、2016年9月15日、内部管理体制確認書を各取引所に提出し、審査を受けていました。当該審査では、短期的利益を過度に追及する経営方針の見直し、取締役会や監査委員会等の構成の見直しとその運用方法の変更、及びモニタリング機能を発揮すべき部門の体制整備の強化等全社的に改善に向けた取り組みが行われていることが認められる一方、特設注意市場銘柄指定後においても会計処理等に関する問題が確認される等、コンプライアンスの徹底や関係会社の管理等において更なる取り組みを必要とする状況が存在しており、これらの改善に向けた取り組みの進捗等について引き続き確認する必要があると認められました。その結果、当社は、2016年12月19日、各取引所から、特設注意市場銘柄の指定を継続する旨の通知を受領しました。特設注意市場銘柄への指定から1年6か月を経過した日（2017年3月15日）

以後に、当社が再提出する内部管理体制確認書の内容等を各取引所が確認し、内部管理体制等について改善がなされなかったと認められた場合には、当社の株式は上場廃止となります。

10. 原子力事業における損失発生

当社のグループ会社であるウェスチングハウス社（以下「WEC」といいます。）は、2015年12月31日、CB&ストーン&ウェブスター社（以下「S&W」といいます。）の買収を完了し、S&Wの資産価値の評価について現在依拠している米国会計基準に従った適正な手続を進めています。この手続においては、買収完了後にWECがS&Wの資料等に基づき、改めてWECとしてコストに影響する主要項目を評価しながらプロジェクトにかかるコストの見積りを行っていますが、2016年12月末に、その過程において、コストの大幅な増加によりS&Wの資産価値が当初の想定を大幅に下回り、必要となるのれんの計上額が当初の想定を大きく超える可能性があることが判明しました。2017年2月14日時点において、S&Wの買収に伴うのれんの金額は6,253億円となることが見込まれており、既存ののれん残高872億円と合わせると、原子力事業ののれんの合計は7,125億円となる見通しです。こののれんについては、2016年度第3四半期に全額減損する予定であり、非支配持分の控除やWECの繰延税金資産取崩し等を行う結果、2016年度第3四半期の純損益に対して6,204億円の損失が計上される見込みです。

なお、当該数値は当社の責任において算定したものであり、2016年度第3四半期決算に係る独立監査人によるレビューの結果、修正される可能性があります。

11. 株式会社IHIからのWEC出資持分の取得

当社は、2017年2月16日、株式会社IHI（以下「IHI」といいます。）から、同社が保有するWECの持株会社の株式すべて（出資比率3%）を所定の条件で当社に譲渡することができる権利（以下「プットオプション」といいます。）を行使する旨の通知を受領しました。上記持株会社の非支配株主（IHIとカザフスタン共和国の国営企業であるカザトムプロム社）は、当社とのプットオプション契約に基づき、2017年10月1日からこのプットオプションの行使が可能となりますが、当社とIHIとの契約により、一定の条件を満たした場合には、IHIは

早期に行使可能となっており、今般、IHIは同契約に基づいてプットオプションを行使しました。当該株式の当社による取得価格は約189億円であり、支払及び持株会社株式の取得時期は、2017年5月17日です。当該取得に関する当社における会計上の影響額及び計上時期については、現在精査中です。

12. 承継対象事業の吸収分割

当社は、2017年2月24日、承継会社との間で、2017年4月1日を効力発生日として、承継対象事業に関する権利義務の一部を、承継会社に承継させる吸収分割に係る吸収分割契約を締結しました。

- (4) 承継会社における成立の日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。

以 上

インターネットによる議決権行使に当たってのお願い

インターネットによる議決権行使は、パソコンから、当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

議決権
行使期限

2017年3月29日（水）
午後5時15分まで

議決権行使
ウェブサイト

ウェブ行使
<http://www.web54.net>

パスワードのお取り扱いについて

- 1 今回ご案内するパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。パスワードのお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。
- 2 パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。
- 3 誤ったパスワードを一定回数以上入力されると、メイン画面にアクセスできなくなります。
- 4 パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続願います。

！ ご注意事項

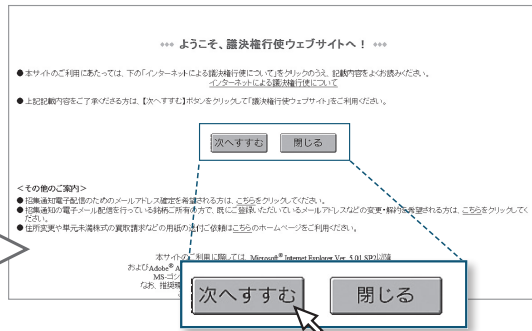
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金、通信事業者への通信料金等が必要になる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
- 会社等からインターネットに接続する場合、ファイアウォール等の設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。



アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセス

「次へすすむ」をクリック



⚙ システムに係る条件について

(1) ハードウェアの条件

- ① インターネットにアクセスできる状態であること
- ② 画面の解像度が横800 ドット×縦600 ドット (SVGA) 以上のモニターを使用できる状態であること

(2) ソフトウェアの条件

- ① マイクロソフト社インターネット・エクスプローラー (Microsoft® Internet Explorer) Ver.5.01 Service Pack 2以降のバージョンをインストール (導入) 済みであること
- ② 株主総会招集ご通知等をインターネット上でご覧になる場合は、アドビシステムズ社アドビアクロバットリーダー (Adobe® Acrobat® Reader®) Ver.4.0以降のバージョン又はアドビリーダー (Adobe® Reader®) Ver.6.0以降のバージョンをインストール済みであること

※ Microsoft®及びInternet Explorerは、マイクロソフト社の米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。
Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は、アドビシステムズ社の米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

2. ログインする

お手元の議決権行使書に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

*** ログイン ***

● 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
● 議決権行使コードは議決権行使書用紙右側に記載されています。
(電子メールにより情報通知が受信されている株主さまの場合は、
情報通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード:

ログイン 閉じる

議決権行使コード:

ログイン 閉じる

3. パスワードの入力

お手元の議決権行使書に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

*** パスワード認証 ***

● パスワードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
● アドウェアキーボードを使用される場合は、右のリンクをクリックしてください。

パスワード: [パスワードを忘れたら?](#)

次へ

パスワード: [パスワードを忘れたら?](#)

次へ

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

(3) ポップアップ機能

議決権行使ウェブサイトはポップアップ機能を使用しております。ポップアップブロック機能等ポップアップ機能を自動的に遮断する機能を利用されている場合は、当該機能を解除又は一時解除の上、議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

インターネットによる議決権行使に関するパソコンの操作方法又は対応機種がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行(株)
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎0120-652-031

受付時間 午前9時～午後9時

その他のご照会につきましては、下記にお問い合わせください。

■ 証券会社等に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社等にお問い合わせください。

■ 証券会社等に口座のない株主様
(特別口座をお持ちの株主様)
三井住友信託銀行(株) 証券代行部

☎0120-78-6502 (午前9時～午後5時、休日を除く。)

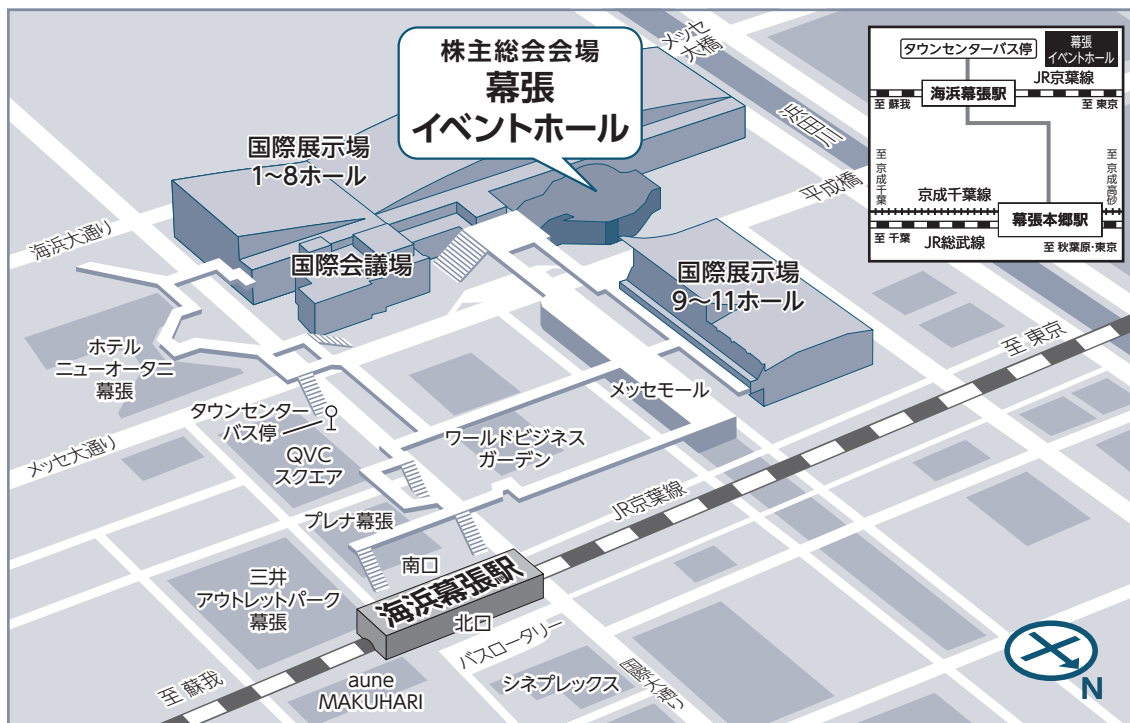
株主総会 会場ご案内図

開催日時 2017年3月30日(木) 午前10時(受付開始:午前8時30分)

開催場所 幕張メッセ 幕張イベントホール 千葉市美浜区中瀬二丁目1番

交通機関のご案内

- JR京葉線 **「海浜幕張駅」** 海浜幕張駅下車 南口から徒歩約10分
(海浜幕張駅までは東京駅から約40分、西船橋駅から約20分)
- JR総武線・京成千葉線 **「幕張本郷駅」** 京成バス:「ZOZOマリンスタジアム」又は「医療センター」行き
「タウンセンター」バス停下車 徒歩約5分(幕張本郷駅から約20分)



お願い 駐車場のご用意はございませんので、電車等公共の交通機関でご来場くださいますようお願い申し上げます。
幕張メッセ近隣の駐車場は、有料ですので、ご注意ください。

お土産、お弁当はご用意いたしておりません。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。